

## 中古車残価率表

区分		経過年数	1年	1.5年	2年	2.5年	3年	3.5年	4年	4.5年	5年	5.5年	6年	耐用年数
家用	乗用自動車	一般	0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年
		報道通信用	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	トラック (含ライトバン)	一般	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
		ダンプ式	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
	バス		0.681	0.561	0.464	0.382	0.316	0.261	0.215	0.177	0.146	0.121	0.100	6年
	軽自動車		0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
	三輪自動車		0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
営業用	乗用自動車	総排気量 3,000cc超	0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
		2,000cc超 3,000cc以下	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
		660cc超 2,000cc以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
	トラック (含ライトバン)	積載量 2 t 超	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年
		2 t 以下	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
	バス		0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	軽自動車		0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
特種用途自動車	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車、チップ製造車		0.631	0.501	0.398	0.315	0.251	0.200	0.159	0.126	0.100			5年
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、レッカーその他特殊車体を架装したもの	小型車 (2,000cc以下)	0.464	0.316	0.215	0.146	0.100							3年
		その他	0.562	0.422	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100					4年

(備考)

1. 「営業用」とは、当該自動車はその取得前に営業用として使われたことのある自動車をいい、「自家用」とは、それ以外の自動車をいう。
2. 営業用（1. 参照）の三輪自動車は、それぞれ区分して「営業用」の「乗用自動車」「トラック」「バス」又は「軽自動車」に含まれる。
3. 「経過年数」については、いわゆる自動車にあつては初度登録年の1月1日、軽自動車にあつては初度検査年の1月1日から起算し、自動車を取得した日の属する年の前年の12月31日までの年数に、次の年数を加算して計算する。  
(イ) 1月1日から6月30日までの間に自動車を取得した場合 0.5年  
(ロ) 7月1日から12月31日までの間に自動車を取得した場合 1年
4. その中古車の取得の日の属する年が、その中古車に係る初度登録年又は初度検査年と同一年であるときは、「経過年数」は1年として計算する。
5. 法第126条の規定による返還に係る自動車（新車として取得され、返還されたものに限る。）を返還後最初に取得した場合の「経過年数」については、4. の本文及びただし書にかかわらず、0.5年として計算する。なお、経過年数が0.5年の場合の残価率は、次のとおりである。

区 分	残価率
耐用年数6年のもの	0.825
〃 5年のもの	0.794
〃 4年のもの	0.750
〃 3年のもの	0.681

6. 本表は、耐用年数に達するまでの残価率を記載しているが、残価率が10%となってもなお残価が50万円を超える場合には、50万円以下に達するまで0.5年ごとに減価償却するものとする。なお、減価償却率は、次に掲げるところによる。

区 分	償却率
耐用年数6年のもの	0.319
〃 5年のもの	0.369
〃 4年のもの	0.438
〃 3年のもの	0.536